

岩手県告示第123号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和元年7月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 盛岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 盛岡広域都市計画公園事業5・5・2号中央公園
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 平成30年岩手県告示第126号の事業地のうち盛岡市本宮字蛇屋敷、字小板小瀬及び字松幅並びに下太田新田内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 4 事業施行期間 昭和55年3月27日から令和5年3月31日まで